

## 第58回宮城県国土利用計画審議会

I 日 時 : 平成26年1月28日(火) 午後2時から午後3時30分まで

II 場 所 : 宮城県行政庁舎 第二会議室(11階)

### III 次 第

#### 1 開 会

#### 2 あいさつ

#### 3 議 事

- (1) 宮城県土地利用基本計画図の変更(案)について
- (2) 復興整備計画による変更の特例の適用状況について
- (3) 宮城県国土利用計画(第五次)の見直しについて
- (4) その他

#### 4 閉 会

---

(資料)

- |                               |         |
|-------------------------------|---------|
| ① 土地利用基本計画図の変更(案)について         | (資料1)   |
| ② 復興整備計画による変更の特例の適用状況         | (資料2)   |
| ③ 復興の進捗状況                     | (資料2別紙) |
| ④ 宮城県国土利用計画(第五次)の見直しについて(諮問書) | (資料3)   |
| ⑤ 宮城県国土利用計画(第五次)見直しスケジュール(案)  | (資料3-1) |
| ⑥ 宮城県国土利用計画(第五次)の点検結果について     | (資料3-2) |
| ⑦ 宮城県国土利用計画(第五次)の見直し方針(案)     | (資料3-3) |
| ⑧ 県土利用の推移等について                | (資料3別紙) |
| ⑨ 宮城県国土利用計画(第五次)              | (参考資料)  |

#### IV 出席者名簿

##### 1. 委員（13名中11名出席）

（敬称略）

氏 名	現 職 名	備 考
いなむら はじめ 稲村 肇	東北工業大学教授	出
おくむら まこと 奥村 誠	東北大学教授	出
やまもと かずえ 山本 和恵	東北文化学園大学教授	出
わたなべ しょうね 渡邊 祥音	J Aみやぎ女性組織協議会顧問	出
すずき のぼる 鈴木 登	宮城県森林組合連合会代表理事専務	出
あいざわ きよの 相澤 清の	宮城県商工会女性部連合会副会長	出
たかはし あつこ 高橋 厚子	宮城県和風園園長	出
あおた れいこ 青田 令子	（一社）宮城県不動産鑑定士協会会長	出
かざま こうじょう 風間 康静	宮城県市長会副会長（白石市長）	出
むらかみ ひでと 村上 英人	宮城県町村会副会長（蔵王町長）	欠
いわや よしえ 岩谷 芳江	消費生活コンサルタント	出
わたなべ よしひさ 渡辺 能久	宮城県青年会議副会長	欠
おおとも とみこ 大友 富子	宮城県地域婦人団体連絡協議会副会長	出

2. 事務局（9名）

氏 名	職 名	備 考
伊藤 和彦	震災復興・企画部長	
後藤 康弘	震災復興・企画部理事兼次長	
熊谷 良哉	地域復興支援課長	
稲村 伸	地域復興支援課副参事兼課長補佐（総括担当）	
三神 邦彦	地域復興支援課課長補佐（土地対策班長）	
相澤 明子	地域復興支援課課長補佐	
蒔苗 浩一	地域復興支援課主事	
今野 弘明	地域復興支援課技師	
服部 航太	地域復興支援課主事	

## V 会議の概要

1. 午後2時、司会の稲村地域復興支援課副参事兼課長補佐（総括担当）が開会を宣言し、会議が有効に成立する旨の報告を行った。（定足数7名以上出席）
2. 伊藤震災復興・企画部長のあいさつの後、稲村会長が国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により、議長となって議事に入った。
3. 議事について、熊谷地域復興支援課長が説明を行った後、審議が行われ、審議案件については案のとおり承認され、審議会を終了した。

## VI 会議運営に関する報告・確認事項等

1. 定足数の報告  
国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数である過半数（7名）を満たし、有効に成立していることを報告した。
2. 審議の公開・非公開の確認  
議事の公開を確認した。
3. 議事録署名委員の指名  
審議会運営規程第5条第1項の規定により、「高橋厚子委員」「青田令子委員」の2名を議事録署名委員に指名した。

## Ⅶ 議事録（発言要旨）

稲村会長	議事（１）の宮城県土地利用基本計画図の変更（案）及び関連する議事（２）復興の特例の適用状況について、併せて事務局から説明願う。
熊谷課長	資料１，資料２，資料２別紙により説明
稲村会長	資料２について、おもて面において森林面積が減少している。裏面はこれからの部分なのか。あるいはおもて面の面積を含んだものなのか。
熊谷課長	含まれている。
稲村会長	それでは、基本的にこれ以上森林は減る見込みはないと考えてよいのか。
熊谷課長	現段階としての見込みである。森林面積については、昨年当審議会から現在までの間に復興整備協議会にかけられた面積としての報告である。
稲村会長	今後、またいくらか変更される可能性はあるということか。
熊谷課長	復興整備計画等の動き次第ではありうる。
岩谷委員	資料２で、災害公営事業の着手率について名取市が極端に低いのはなぜか。
後藤理事	概括的に言えば、名取市においては、土地区画整理を行った後でその場所を対象に災害公営住宅を建設することとしているが、土地の利活用の決定自体が最終決定に至っていないため「事業着手」までに至っていないという現状である。（他の地区は建設前等、設計に着手した時点も含め「着手」といつている。）
稲村会長	５万分の１の縮尺による変更区域図が見にくい。説明用にわかりやすい図面を付けるなど工夫願いたい。
熊谷課長	了解した。今後工夫したい。
奥村委員	資料２の確認。土地利用基本計画の変更において、森林地域の縮小よりむしろ農地がより減っている旨、記載されているが、農地に関しては復興整備計画の特例の手続きによって何らかの変更が行われる制度はあるのか。
熊谷課長	森林法においては、開発等にあたり連動して森林地域を除かなければならないものとされているが、農業振興地域というのは、開発の規制等の部分で広く

	<p>大きくかかっており、即連動して農業振興地域から外さなくてはならないというのではなく、大きな見直しの時期に合わせて見直していくものとなる。よって、今回の審議会の審議において諮るべき扱いとなっていない。</p>
奥村委員	<p>実態として農地は減っているが、農業地域という土地利用の区分から除くという手続きはとられていないわけであるということだが、5年ごとの見直しにおいて、「農地が減っている」という実態に合わせて農業地域も見直されるのか。</p>
熊谷課長	<p>そのとおり。</p>
奥村委員	<p>森林は変更されるとすぐ反映させられるのに、農地はすぐに反映されないというように扱いが異なるのはなぜか。</p>
熊谷課長	<p>農業地域については「減少見込み」であり、森林については施工済みを含め終わった段階、確定した段階で外すということである。</p>
稲村会長	<p>復興整備協議会においても農地を確定するようなことになるのかなり複雑であるということはあるかもしれない。基本計画自体を変更するのは後になるということである。ほかに意見なければ、異議なしで答申してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
稲村会長	<p>議事(3)の宮城県国土利用計画(第五次)の見直しについて、事務局から説明願う。</p>
熊谷課長	<p>資料3-1, 3-2, 3-3及び資料3別紙に基づき、説明。</p>
稲村会長	<p>広範な説明であるので、理解いただけただか。質問はないか?</p>
奥村委員	<p>ここで言われている土地利用は現実に使われている実態に即して土地利用を決めなければいけないのか。それとも農地としては一時的に利用できないが、農地としてしか使われないから農地のままとするのか。あるいはその他となるのか。定義はどうなっているのか。</p>
熊谷課長	<p>土地利用の把握の方法については、国から指導されている。農地については農水省の考え方として、農地として耕作できない状況のところは農地から外すという扱いとなり、順次復旧を進め、耕作できるようになったということで農地にカウントする、ということとなる。宅地についても、震災によって減少し</p>

	<p>ているが、これは課税対象地をカウントするものである。今回の被災によって非可住とされたところはカウントから除かれているということとなる。なお、順次、嵩上げされたり防潮堤が整備されたりすれば、またカウントされることとなる。</p>
奥村委員	<p>仙南地域の沿岸のように、旧来の海岸線だったところより内側まで水面が入り込んでいるような土地について、面積は減っていないのか。</p>
熊谷課長	<p>国土交通省の見解として、今回のように地盤沈下したところについて、国土面積は変えないという指導である。よって、発災前後で県土面積は変わらない。農地や宅地から減った分については「その他」に整理されている。水路・水面の多くは、ダム湖などであるがたとえばほ場整備地内は農地が減ったことにより連動して減っている、といった整理になる。</p>
稲村会長	<p>この数字をみるには定義がわからないと理解できない。注意すべきは、「その他」面積の動きである。1万ヘクタールぐらいあったのが、農地・宅地の復活によって少し減ってくる。復活しなければそのままである。国土利用計画において、どこまで「その他」を減らせるか、ということになる。が、とても無理なところを戻すわけにもいかない。重要なのは市町村との調整、意向である。スケジュールではすぐ（7月あたり）に市町村の意向を確認、調整する予定であるようだが、方向性がはっきりしないところはどうなるのか。</p>
熊谷課長	<p>昨年、計画の見直しについての考え方を整理する中で、市町村との意見交換の場においてその見通しを伺ったところ、発災直後から作られた復興計画がおよそ3年を経て見直しをしながら次の段階に進む時期において、どのようなまちづくりがなされていくのか、見直しがなされるのか、といったことについては、あらかじめその方向性は固まっているであろうとの認識である。具体的には、今後ヒアリングを行いながら状況をおさえていくこととしている。</p>
稲村会長	<p>そうすると「その他面積」は推計の線くらいまで減らせると期待してよいか。</p>
熊谷課長	<p>たとえば農地は14,500ヘクタール被災したが、計画としてはこれを全部戻すということではない。また、津波をかぶった宅地など、災害危険区域に指定されたところなど、そのまま宅地としていいのかという難しい問題もあり、従前どおりには戻らないというところもあると思われる。そういった点も見据えながら、今後のヒアリング等を行いながら見通していきたい。</p>
稲村会長	<p>「その他面積」があまりに増えるというのも、いかがなものかと思う。なる</p>

	<p>べく「その他」を減らして土地利用を定めて行ってもらいたい。</p>
渡邊祥音委員	<p>資料3-2において、「安全・安心な土地利用」について、事前配布資料にあった原発に関する記載が今日の資料では削除されたようであるが、原発の影響はなお大きいと感じている。指定廃棄物の最終処分場の件など、問題は大きいはずである。削除理由について説明されたい。</p>
熊谷課長	<p>当初は、この部分について、震災によっておきた事象として大きいものであると認識し、盛り込んだものであるが、検討を重ねる中で、果たして土地利用上の見地から対応できるのか、表現することは難しいのではないかと、との意見、判断により削除したものであるが意見としては承りたい。</p>
稲村会長	<p>原発については、未確定な部分が多い。もう少し見えてきた段階で取り上げてもよいのではないかと。来年の3月までの計画見直しのタイミングにおいて取り上げるのは難しい。</p>
奥村委員	<p>土地の属性・土地の条件がこうだから、ニーズがあるにもかかわらずその土地が使えない。それゆえ実態としてはあまり使われていない、など土地利用上の齟齬が生じている。その齟齬を課税対象あるいは耕作しているのか否かなどの現状に即して把握するというやり方はいかがなものか。そのような考え方は非常時でなければよいのであろうが、根本的に土地のあり方そのものが大きく変わっているわけではないのに、一時的に利用できないということで、いったん「その他」に引き上げて整理し、また元に戻るのを待つという整理の仕方、集計方法が妥当と言えるのか。土地利用のあり方を変えてわからなくしているのではないかと。</p> <p>現時点での定義し直しをするべき、とまでは言わないが、6次計画に向けて定義の仕方を考え直さなくてはいけないのではないかと。なんでも「その他」に入れるのではなく、属性としては宅地であり、現況は宅地、あるいは現況は未利用地、というように分けて把握するなどしたほうがわかりやすいのではないかと。土地利用の把握の仕方を検討する時期に来ているのではないかと。</p>
熊谷課長	<p>説明の仕方として、H25以降についてたとえば計画としてここまで戻すのだ、というお示しをしながら説明できればよかったかもしれない。沿岸市町などにおいて、移転跡地についても住宅地ではなく、工業・商業用地として使いたい、などの意向もあることからそのあたりを汲みながら説明すべきだったかもしれない。今後、中間見直しの中で説明、6次計画に向けて検討したい。</p> <p>現推計については、過去のトレンドにたとえば農業就業人口の減少に伴う耕作放棄地がどうなるか、あるいは都市部の農地の宅地への転換見込など考慮し算定している。今回の震災を受けて、どれだけ復旧等させていくかなど被災地</p>

<p>稲村会長</p>	<p>の思いを受けて、数値を見直していきたい。</p> <p>震災により、今回の土地利用の変わりようは大きい。これまでの土地利用計画は、いってみれば難しくはなかったわけであるが、震災によってこれまでの傾向とはかなり違ってしまった。それが問題で、その変わったところが「その他」にいつてしまっているわけであるが、その他が農地になるのか宅地になるのか見えないでいる。だから、農水省の見解として、復旧した農地しか農地に入れないというのも理解できる。使えない土地のうち、復活させたい土地があったとしても、塩を取り除いたとして、農家が再度営農できるかどうかはわからない。県が推計を立てても、そのとおりにとはならないかもしれない。やはり、市町村の意向が大切。それにつけても、7月までにこのあたりを把握するのは難しいと思う。市町村照会等においても少し弾力性を持たせて、土地利用上の齟齬が生じないようにしてほしい。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>土地利用は難しい問題であると感じている。現国土利用計画にある「県土の保全と安全性の確保」という点について、どう読み込んで、改正していくのか。国土利用計画はさまざまな計画の上位にくる計画ということであるが、安全・安心な生活のための土地利用を考えていかなければならない。市町村の考える復興計画、地域区分なりをもう少し勉強し、考えていくべきではないか。</p>
<p>稲村会長</p>	<p>「安全・安心」の部分は見直さなければならない部分である。このあたりをどのように改めていくか、意見をいただき、事務局できちんと考えてほしい。</p>
<p>熊谷課長</p>	<p>「安全・安心」の部分は重要と考えている。発災当初にさまざまな土地利用の計画があったわけであるが、復興計画がより具体性をもってきたところであり、市町村の意向等を踏まえながら検討していきたい。</p>
<p>稲村会長</p>	<p>県内（沿岸部等）を歩いてみた。漁港整備が順次行われているようであるが、いまだに厳しい状況である。「安全・安心」の土地利用など、言葉だけに終わらない計画となるよう検討されたい。</p> <p>他に御意見等はないか。なければ、本日委員からの様々な御意見をいただいたので、この趣旨を十分汲んでいただき、次回の審議会までに事務局で整理し、素案を調製いただきたい。</p> <p>以上で議事の審議は終了する。</p>